

京丹後市商工会商品券換金申請書

事業所換金用

提出日 平成 年 月 日

京丹後市商工会
会長 沖田 康彦 様

使用済商品券の換金をしたいので、商品券取扱規定により申請します。

申請者の住所 及び氏名等	住 所	京丹後市 町 番地
	氏 名	Ⓔ
	T E L	
	店舗名	
使用済商品券 枚数及び金額	商 品 券 1,000 円 × () 枚 合計 円	
代金振込先	※原則として、個人の場合は事業主名義の口座、法人の場合は法人名義の口座を記入してください 京都北都信用金庫 支店 (カタカナでご記入下さい) 普通・当座 No. 口座名義	

※以下の組合等に所属する店舗の換金については、この申請書を所属の各組合等へ使用済商品券と一緒に提出してください。

- みねやまエムズカード会

あみのポイントサービス店会

久美浜町スタンプ振興組合

野中地区商店街

弥栄ラッキーシール会

間人商店連盟

- 注) 取扱要領【「京丹後市共通商品券」取扱について(お願い)】の換金欄をご覧の上申請ください。
- 注) 振込口座は、京都北都信用金庫支店の口座に限ります。
- 注) 申請書の提出は、毎月 15 日・月末を締切期限とし、月末・翌月 15 日に支払います。但し、支払日が休日の場合は、翌金融機関営業日とします。
- 注) この申請書は、商工会本所及び支所に、使用済商品券と一緒に提出ください。
- 注) この申請書は、京丹後市内商品券取扱事業所が申請する場合のみ有効です。

コピーをしてご使用下さい。

窓口受付日付印	担当印	支所受付No.
		峰・大・網・丹・弥・久

京丹後市商工会発行『京丹後市共通商品券』の取扱について(お願い)

〈取扱店の責務〉

取扱事業所は、次に掲げる事項を遵守してください。

- ①商工会が配布した京丹後市共通商品券（見本）「額面 1,000 円」が対象ですので、見本以外の商品券での取扱はしないで下さい。なお、見本は使用・換金できません。
- ②商品券は、証票番号（通し番号）入りですので、番号がない商品券及び破損により証票番号が照合できないとき、又は 3 分の 1 以上が滅失しているときは、取扱しないでください。
- ③通常の注意をもってすれば偽造されたものと判断できる等不正使用が明らかな場合は、商品券の受取を拒否するとともに、その件を商工会に連絡してください。
- ④商品券利用に際して、返品、瑕疵その他の取扱店と商品券利用者との取引に関する苦情等が生じたときは、取扱店の責任で解決してください。
- ⑤商品券の破損または商品券自体に関する苦情等が生じたときは、商工会に連絡してください。
- ⑥取扱店は、商品券を持参した利用者に対し、平成 21 年 4 月 28 日から平成 21 年 7 月 31 日までの期間に限り、券面記載額に相当する物品の販売もしくは、貸付、役務の提供を行ってください。
- ⑦自家消費として換金することは禁止します。
自家消費としての換金が確認された場合は、以後の商品券取扱を禁止する場合があります。
- ⑧つり銭は、原則ださないでください。
- ⑨商品券取扱店の目印となるよう、4 月中旬に商工会が発行する新聞折込広告を店頭に掲示してください。

〈換金方法〉

- ①商品券の換金は、京丹後市商工会会員事業所及び会員外事業所取扱店以外は、一切出来ません。
- ②換金する際は、必ず使用済商品券を添えて提出してください。使用済商品券の額面金額を換金します。
商工会本所・支所に備えつけの申請書に必要事項をご記入いただき、押印をいただきます。
- ③換金は、指定預金口座に商品券額面金額を振込みます。（ただし、北都信金の口座に限ります）
- ④事業所換金用申請書に記載の団体に所属する店舗は、換金方法が異なります。組合等の指示に従ってください。

〈換金申請場所〉

- 換金申請窓口は、京丹後市商工会本所及び支所とします。但し、1 回の換金商品券枚数が 500 枚を超える場合及び、組合等については、本所（峰山町杉谷 836-1）のみを換金申請窓口とします。

〈換金申請書提出締切日及び支払日〉

※初回の換金申請締切日は 5 月 15 日(金)です。

○換金申請提出締切日

毎月 15 日・末日とする。土日・祝日・休業日の場合は、翌営業日とします。

○最終換金申請書提出締切日

平成 21 年 8 月 31 日（月）【締切日以降は、受付いたしません】

○換金申請書提出時間

午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時

○支払日（振込日）

月末・翌月 15 日とする。支払日が土日・祝日・休業日の場合は、翌営業日に支払います。